

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和8年1月13日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び採取場所等	白糠系統 末端給水栓 浄水				
分析受付日	令和8年1月8日				
採取時刻	10:15	水温(℃)	5.1	残留塩素濃度(mg/L)	0.57

事業者:環境コンサルタント株式会社
 〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
 水道法20条登録水質検査機関 登録番号209号
 〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
 TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
 水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

分析項目	分析結果	水道水質基準	定量下限値
1 一般細菌 (個/mL)	0	100	0
2 大腸菌	検出せず	検出されないこと	-
38 塩化物イオン (mg/L)	9.0	200	0.2
46 有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3	0.3
47 pH値	6.5(21℃)	5.8~8.6	-
48 味	異常なし	異常でないこと	-
49 臭気	異常なし	異常でないこと	-
50 色度 (度)	0.5未満	5	0.5
51 濁度 (度)	0.2未満	2	0.2

試料採取者	当社	採水者氏名	石野 光弘
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“~未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和8年1月8日～令和8年1月13日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和8年1月13日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び 採取場所等	白糠系統和天別 末端給水栓 浄水				
分析受付日	令和8年1月8日				
採取時刻	9:55	水温(℃)	6.3	残留塩素濃度 (mg/L)	0.45

事業者:環境コンサルタント株式会社
 〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
 水道法20条登録水質検査機関 登録番号209号
 〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
 TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
 水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

分析項目	分析結果	水道水質基準	定量下限値
1 一般細菌 (個/mL)	0	100	0
2 大腸菌	検出せず	検出されないこと	-
38 塩化物イオン (mg/L)	8.9	200	0.2
46 有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3	0.3
47 pH値	7.0(20℃)	5.8~8.6	-
48 味	異常なし	異常でないこと	-
49 臭気	異常なし	異常でないこと	-
50 色度 (度)	0.5未満	5	0.5
51 濁度 (度)	0.2未満	2	0.2

試料採取者	当社	採水者氏名	石野 光弘
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“~未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和8年1月8日～令和8年1月13日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和8年1月13日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び採取場所等	庶路系統 役場庶路支所 浄水				
分析受付日	令和8年1月8日				
採取時刻	9:35	水温(°C)	6.2	残留塩素濃度(mg/L)	0.51

事業者:環境コンサルタント株式会社
 〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
 水道法20条登録水質検査機関 登録番号209号
 〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
 TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
 水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水道水質基準	定量下限値
1	一般細菌 (個/mL)	0	100	0
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと	-
38	塩化物イオン (mg/L)	9.0	200	0.2
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.8	3	0.3
47	pH値	6.8(21°C)	5.8~8.6	-
48	味	異常なし	異常でないこと	-
49	臭気	異常なし	異常でないこと	-
50	色度 (度)	0.5未満	5	0.5
51	濁度 (度)	0.2未満	2	0.2

試料採取者	当社	採水者氏名	石野 光弘
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和8年1月8日～令和8年1月13日